

島根県の対応

島根県対策本部決定

県内において、感染力の非常に強いオミクロン株による感染が昨年末に確認されて以降、感染が急拡大しており、県内全域に拡がるおそれがあることから、令和4年1月24日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、政府に対し、本県を新型コロナウイルス感染症に関して、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請し、政府は、令和4年1月25日に、法第31条の4第3項に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、期間を令和4年1月27日から2月20日とする旨を公示した。

本県へのまん延防止等重点措置の適用や県内や全国の状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

1. 重点措置区域

まん延防止等重点措置の区域を県内全域とする。

2. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、

婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。

3. 外出と移動

混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

4. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意すること。

5. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、

すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

6. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

7. 飲食店等への営業時間の短縮等の要請

飲食店等(テイクアウト、宅配を含まない)は、次のとおりとする
こと。(特措法第24条第9項、第31条の6第1項に基づく要請)

(1) 島根県新型コロナ対策認証店(以下、「認証店」という)以外
の飲食店等については、

営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の
提供(持ち込みを含む。)は行わないこと。

(2) 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。

① 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類
の提供(持ち込みを含む。)を可能とする。ただし、酒類の提

供（持ち込みを含む。）は午後8時までとする。

② 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供（持ち込みを含む。）は行わない。

(3) 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること。

(4) この営業時間短縮の要請については、準備期間を考慮し、1月30日までに開始すること。

この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。

8. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

(1) 飲食の際の人数を、4人以下とすること。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。

(3) 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。

(4) 営業時間短縮の対象となっていない飲食店等の利用を目的と

した鳥取県との往来は控えること。

- (5) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。（特措法第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 2 項に基づく要請）

9. 大規模施設の取組

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 項に規定する施設（別紙 1）のうち 1,000 m²を超える施設は、入場者が密集しないよう「入場をする者の整理等」、「入場者へのマスク着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置」を行うこと。（特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請）

10. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）

11. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応（別紙2）」に示す要件に沿って開催すること。（特措法第24条第9項に基づく要請）

12. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

13. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

14. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

15. 県立施設

県外からの集客が見込まれる県立施設（別紙3）を休館する。